

新潟惣町中拾間組法度之事

一、爰元遠国之儀ニ候間、科人きたり町中にかくれ居候儀可有之候、何方よりも御届有之者、其人之様子ニより番衆をつけ置、長岡へ可被申上候、盗人など無紛以下以下のものに候者、則繩をかけ置可被申事

一、從他国他領人売来候ハ、無用捨おい出し可被申候、若町中にかくし置仁有之者、肝煎衆

拾間組衆急度可被申上候事、

一、奉公人町人共ニ喧嘩いたし、互ニ相はて候者、不及是非候、自然壱方相はて、壱はら無相違候ハ、則其人拾間組之衆十人之

肝煎衆有相談、長岡へ可被

申上候、喧嘩人妻子・かさいの事、肝煎衆預り可被置事、

一、盗人出来候者、則拾間組

之衆からめとり、長岡へ可有注進

候、妻子・かさいの儀ハ、右ニ同前之事、

一、他国他領の商人衆当町へ被

来候者、自衆馳走あつて心

のまゝに売買させられ可申候、若

不慮の煩など被致商人あいは

てられ候者、近所ニ被居候商人衆

并二十人之肝煎衆亭主被致

相談、商内物・荷物・腰刀迄

念を入相改、日記ニ右之衆加

判候而、商人之在所へ送届ケ、

其所の代官肝煎より手かた

を取可被申候、自然商人之亭主

荷物以下ニ付而、無届之儀有之

者、急度可被仰付候事、

附、町中にいたつらもの有之、少之儀を取立いさかい、町中をさわかし、

他国の商人衆にたいし慮
外いたし候者、町中おいはら
い可被成候、此所八十人之肝煎
衆急度可被仰付候、以上、
元和四年

午ノ 今泉竹右衛門（花押）

五月十九日

武弥兵衛（花押）

新潟

御肝煎中

※関連するみなどぴあ図録

『大新潟湊展』（二〇一四年）